



平成25年度 特集展示（会期：平成25年5月14日（火）～7月15日（月・祝））

近世英彦山の古文書 2

—英彦山座主家文書の世界—

Kyushu Historical Museum Exhibition guide

はじめに

福岡県田川郡添田町に所在する英彦山は、古くから修験道の霊場、そして信仰の聖地として、多くの人々の崇敬をあつめた霊山です。その宗教的権威は九州一円におよび、“鎮西彦山”の名は全国に知られたるものでした。戦国時代から近世初頭には、戦乱による荒廃や、領主の厳しい統治に遭いますが、法灯を守り抜き、江戸時代には復興を遂げて、“九州の別本山”の地位を確立するに至りました。

本展示では、彦山の座主（首座僧）家に伝わった豊臣～江戸時代の古文書資料から、その活動についてご紹介します。

※享保14年(1729)以前は「彦山」、以後は「英彦山」と称しました。

I 豊臣期の古文書

1 豊臣氏家臣連署条々（とよとみかしんれんしよじょうじょう）

〈慶長5年(1600)3月5日、縦紙、縦33.8×横50.3〉

条々 九州彦山
 一当山之事、被任先規之旨、守護／不入可為十方檀那事
 一山中之竹木、他方より不可伐採事
 一於当山内、鹿狩不可仕之事
 一従当寺中逐電之輩、不可拘置事
 一諸国より勸進物之輩、不可拘置事
 右堅被仰出訖、若於違犯之輩者／速可被處嚴科者也、仍執達如件

慶長五年
 三月五日

長東大蔵大輔（花押）

増田右衛門尉（花押）

徳善院（花押）

（「／」は改行を示す）

豊臣氏「五奉行」の長東正家・増田長盛・前田玄以が連署した、彦山について定めた5か条の壁書。豊臣秀吉は天正15年（1587）の九州平定後、豊前国のうち規矩（企救）・田川2郡6万石を毛利勝信に与えました。その毛利氏は彦山に対して厳しい統治を行い、彦山は大谷吉継や小寺休夢を通じて、秀吉政権にその窮状を訴え続けています。本壁書は秀

吉没（慶長3）後のものですが、毛利氏を念頭に「守護不入」など地域権力による彦山への介入を禁じ、彦山の地位を安堵したものです。

2 龍造寺政家書状（りゅうぞうじまさいえしよじょう）

〈(年未詳)12月12日、縦紙、縦30.0×横45.0〉

為歳暮之儀預使札／祈祷之卷数送给祝着／存候、
 猶明春早々可申／承候条、閣筆候、恐惶謹言

羽柴肥前侍従

十二月十二日 政家（花押）

彦山座主

昌千代殿へ 御報

彦山座主昌千代が贈った歳暮の祈祷卷数に対する返礼状。龍造寺政家は、佐賀の戦国武将・龍造寺隆信の子で、隆信の没後に家督を継ぎました。豊臣秀吉の九州平定に際してその配下に加わり、翌天正16年に侍従の官職名と、羽柴の姓を許されています。一方、戦国末期の戦乱で動揺・荒廃した彦山も、秀吉の九州平定に速やかに臣従し、その後は女性座主の昌千代の下、復興に力を注ぎました。たびたび秀吉や配下の諸将に進物を献上したことが古文書にも窺え、関係の維持に努めたことが分かります。

3 小寺休夢書状（こでらきゆうむしよじょう）

〈(天正18年・1590)5月23日、折紙、縦29.8×横46.9〉

尚以為御音信／鳥目百足被送／下候、御懇之儀
 ／吞存候、猶重而／可御礼申入候、以上
 度々御懇札令／拝見候、仍御朱印／儀、為拙者少も無／油断御座候、／上様御機嫌刻／慥申上相調候了、／自是吉左右／可申入候、玉賢坊／此地可被成御返／留由候へ共、先々返／申候、御使僧被付／置候ても相変儀／無之候条、御得心／肝要候、我ら毛頭／不存疎意候、随分／御取合可申上候／可有心得候、恐惶謹言

安芸法印

五月廿三日 善慶（花押）

彦山

御座主様まいる

御報

彦山が要望した「御朱印」について、小寺休夢が必ず秀吉に申し入れることを約した。毛利氏の厳しい統治を受けた彦山は、玉賢坊を上洛させて、毛利氏の非道を糺す朱印状の発給を懇望しました。しかし本状では、玉賢坊を滞在させても、「相変儀これ無し」として、休夢にその帰国を促されています。小寺休夢は、名は高友、安芸法印と称し、休夢齋と号しました。黒田官兵衛(如水)の叔父で、秀吉に重用されて御伽衆として傍に仕え、その歌会や茶会にも多く参会しています。

II 江戸時代の古文書

4 東山天皇口宣案 (ひがしやまてんのうくせんあん)

〈宝永2年(1705)12月18日、豎紙、縦34.1×横52.3、宿紙〉

上卿 久我大納言
宝永二年十二月十八日 宣旨
僧正相有
宜転任大僧正
藏人左中弁藤原尚房奉

口宣案とは、ももとは藏人から上卿(当日の政務担当公卿)に口頭で伝えられる天皇の命令(勅命)の控え書で、鎌倉時代中期以降、主に叙位・任官・補職を伝達する文書として多用されました。本状は東山天皇が藏人左中弁藤原尚房→上卿久我大納言を通じて、彦山座主の僧正相有を、大僧正に任官した。歴代の彦山座主は、朝廷より僧綱・僧位(僧の官職・位階)を授けられました。特徴的な薄墨色の料紙(薄墨紙・宿紙)は、藏人が天皇の命を奉じる文書に使用されるものです。

5 小笠原長真寄進状 (おがさわらながざねきしんじょう)

〈寛文11年(1671)正月6日、豎紙、縦46.0×横46.7、檀紙〉

知行高千石令寄附ノ之訖、永不可有相違之ノ状
如件
寛文十一年癸丑正月六日 遠江守源長真 (花押)
彦山靈仙寺
座主御房

小笠原小倉藩の2代藩主・長真(忠雄)が、彦山座主亮有に宛てた知行1000石の寄進状。関ヶ原の合戦後、豊前国に入部した細川忠興は彦山を保護・復興し、慶長6年(1601)彦山座主に1000石、座主隠居後室に100石の知行を寄進しました。それは寛永9年(1632)に細川氏が肥後に転じ、小笠原氏が新たに入部した後も引き継がれ、歴代の小倉藩主から

知行が寄進されました。

6 彦山之儀往古より別山二而立来候覚

(ひこさんのぎおうこよりべつざんにてたちきそうろうおぼえ)

〈元禄8年(1695)11月24日、継紙、縦35.3×横329.9〉

彦山之儀往古より別山二而立来候覚

一彦山権現者、天地開闢之時八角三尺六寸之水精石ノ之上降靈有之、三社者伊弉諾・伊弉冉尊・天忍骨之ノ三神、又者弥陀・釈迦・観音之応化与御座候、一説二者ノ天竺より飞来第一鎮西彦山二示現、其後熊野山等二ノ示現与彦山縁起二慥二御座候、然者彦山者最初之示現二而ノ御座候、然所二熊野勸請之由近年聖護院御門主二而ノ被仰之由承及候、此段殊外之相違二而御座候事

(この間2ヶ条中略)

一彦山役優婆塞より第三之祖師法蓮上人蒙ノ朝賞、彦山(欠字)勅願所与罷成、四方七里之神領ノ守護不入・十方檀那之(欠字)宣旨を被下候、爾来ノ座主代々拙僧迄参(欠字)内等之節他所よりノ執(欠字)奏無御座候、是別山之証拠与奉存候事

(この間9ヶ条中略)

右之通往古より別山二而立来候段紛無御ノ座候、近年(欠字)御公儀江座主ノ御目見之儀聖御門主より以非例度々御障ノ被成、難心得御事奉存候、御吟味之上、先規之ノ通御下知奉仰候、猶御尋之節口上二可申上候、以上

彦山靈仙寺
座主権僧正

元禄八亥十一月廿四日 相有
寺社

御奉行所

江戸時代の元禄期、彦山と修験道「本山派」の本拠聖護院は、本山・末山関係をめぐって争論となりました。聖護院は自らを本山とする本末組織に彦山を組み込まんとし、それに対して彦山は、古来より聖護院から独立した「別本山」であり、聖護院の末山でないことを主張します。本状は、彦山より幕府寺社奉行に提出された論述状の控えで、彦山の縁起由来や高い格式が主張されています。この翌年、彦山は「別山紛れ無く候」という彦山勝訴の裁定が下り、「別本山」としての地位を公認されました。

(学芸調査室 一瀬 智)



編集 発行:平成25年5月14日

九州歴史資料館
KYUSHU HISTORICAL MUSEUM

〒838-0106 福岡県小郡市三沢 5208-3
TEL 0942-75-9575 FAX 0942-75-7834
URL <http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/kyureki/>